

## おわりに

P R T Rは、潜在的な有害性を有する化学物質の環境媒体への排出源・排出量及び廃棄物としての移動量等を把握することにより、人の健康及び環境へのリスクを評価するためのデータを提供するものであり、また、従来の規制行政を補完しつつ、環境保全型技術の導入促進をもたらし、環境政策の進展度や国の環境目標の達成状況を評価する尺度ともなるものである。このような様々な機能を果たせるよう、関係者が議論を重ね、よりよいシステムを構築することが重要である。

今回実施したパイロット事業の目的は、P R T Rの一連のプロセスを検証しつつ、技術的事項等に関する諸課題を整理するとともに、P R T Rに対する国民、事業者、行政機関の理解を深め共通認識を形成し、我が国においてP R T Rが円滑に実施される素地を醸成することにあつたが、この目的は概ね達成されたと考えられる。

P R T Rパイロット事業の主に技術的事項に関する評価を行ってきたが、パイロット事業を通して、様々な議論が交わされ、検討が行われてきたことに加え、環境庁において、セミナーの開催やパンフレットの配布などを通じて、各方面に普及・啓発が図られてきた結果、パイロット事業のスタート時点に比べれば、P R T Rについての事業者や国民の関心はかなり高まったのではないかと思われる。今後は、本評価結果を踏まえ、中央環境審議会等において、どのような制度を構築していくかについて議論を重ねていただき、その結果を踏まえて、我が国にふさわしいP R T R制度を作り上げる必要がある。

P R T Rは、行政、事業者及び国民が情報を共有することにより環境保全対策の進展を図ろうとする新しい手法であり、国や地方の関係行政機関、事業者、一般国民、N G Oといった、P R T Rに関係する各主体において、P R T Rの導入に向けた論議と取組を進めていただきたい。

9月9日から11日まで、O E C D主催のP R T Rに関する国際会議が、環境庁の運営協力により東京で開催される。本報告を含め、各国の取り組み状況が紹介され、今後のP R T Rの方向性について活発な議論が交わされることを期待する。

なお、P R T Rの導入に向けて、平成10年度以降においてもパイロット事業を継続的に実施し、P R T Rの円滑な実施のためにさらに基盤整備を行っていく必要がある。また、P R T Rの親しみやすい呼称について、国民からの意見を求められたが（資料4参照）、現時点で新たな名称を採用することはしなかった。正式にP R T Rがスタートするまでの間の宿題としておきたい。

本報告書にまとめられた国民意見は、今後引き続き進められるパイロット事業やP R T Rに関する検討の中で配慮されることになる。関係各位の活発なご意見に感謝するとともに、今後ともP R T R及び化学物質による環境リスク対策についてのご意見を賜れば幸甚である。

最後に、P R T Rパイロット事業の実施に当たってご協力いただいた、対象地域の事業者、関係各団体、地方公共団体及び地域推進委員会の方々、並びに本検討会のもとに精力的に議論いただいた各ワーキンググループの各委員に対し、深く感謝の意を表する。

P R T Rに関する御質問・御意見は下記へ

環境庁環境保健部環境安全課・P R T R担当

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel: 03-3581-3351(内6358), 5521-8260

Fax: 03-3580-3596 E-mail: ehs@eanet.go.jp